

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第256号)

平成15年7月10日

横情審答申第256号

平成15年7月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年6月28日財総第157号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「財政局の部長級相当以上の職員に係る、タクシー利用に係る書類  
（チケット）（平成13年度分） 10371ほか22件」の非開示決定に対す  
る異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「財政局の部長級相当以上の職員に係る、タクシー利用に係る書類（チケット）（平成13年度分） 10371ほか22件」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「財政局の部長級相当以上の職員に係る、タクシー利用に係る書類（チケット）（平成13年度分） 10371ほか22件」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年12月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書は、職員が支出手続のため職務上取得した帳票であり、職務上作成した帳票として行政文書に該当する。

本件申立文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）及び横浜市行政文書取扱規程（平成12年3月達第8号）に則り、行政文書として処理されることになり、同規則第10条第2項に行政文書の保存期間が定められ、永年、10年、5年、3年、2年、1年、1年未満の文書の7区分に分類されている。また、同条第4項により、課等ごとのそれぞれの保存期間に属する文書の分類は、局区に共通する文書にあつては総務局長が行政文書分類表（共通）として定めている。

横浜市共通乗車券（以下「乗車券」という。）は局区に共通する文書で、その文書の性格から長期間保存する必要がないため、保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類として取り扱っている。保存期間1年未満の行政文書にあつては、事務処理上必要な期間が終了したら廃棄することとされているので、乗車券については、請求の際における内訳書と照合するための文書（支払手続に必要な添付書類ではない）で支払手続の際、請求内訳書と照合を行った後、廃棄処分される。

今回、開示請求のあった本件申立文書は、事務処理上必要な期間を経過後廃棄し、現

在保有していないものについて、本条項の規定により非開示とした。

#### 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は条例に違反している。
- (2) 本件処分は申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 実施機関は条例に基づき積極的に情報を公開する義務がある。
- (4) 非開示決定について、実施機関は、乗車券を既に廃棄したとしているが、タクシー会社の支払明細書には乗車時間、乗車区間、利用者氏名が記載されていないことから、乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名を記載してある乗車券は、乗車券使用を記録した自動車借上げ乗車券受払簿とともに、その利用の成否を比較判断する重要な文書である。
- (5) 保存期間5年の「予算及び決算に関する文書」である支出命令書に添付され、支出の根拠を証する重要な文書である乗車券の保存期間は5年である。
- (6) 実施機関は、1日当たり数万円から20万円乃至40万円のタクシー利用をしており、この金額の多さから判断しても、軽易な庶務関係書類と同一とした判断は誤りである。
- (7) 乗車券は、支出、支払、決算、精算に必要な文書であることから、詳細な内容を記載した、代替文書のない唯一の文書を会計監査が行われる前に廃棄してしまうことはおよそ考えられないことで、何よりも、実施機関は、会計監査員に対し説明できないことをしようとしているもので、実施機関には廃棄を急ぐ理由があるとの疑いを覚える。
- (8) 条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し、市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保すべき意識を市職員は持つべきである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成13年度に実施機関の部長級相当以上の職員が使用した乗車券であって、タクシー利用の際に、現金を支払う代わりに乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名等を記載し、相手方に交付した書類で、後日、請求書と一緒に送付されたものである。

横浜市では、平成3年6月1日に神奈川個人タクシー協同組合ほか2組合との間で、また、平成3年8月22日に社団法人神奈川県乗用自動車協会横浜支部（当時。現在は、社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部）との間で「自動車借上げに伴う乗車券の使用に関する協定書」を締結しており、これらの協定に基づいて、乗車券による自動車の借上げを行っている。

(2) 本件申立文書の保存に関する根拠について

本件申立文書については、横浜市行政文書管理規則第10条第4項の規定に基づき、総務局長が定めた平成13年度行政文書分類表（共通）（以下「13年度分類表」という。）の適用を受けるものであることが認められる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、当該文書の性質上、支出の手続が終了した段階で事務処理上必要な期間が終了するものと判断されるため、13年度分類表の保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類として取り扱い、支出手続の際に請求内訳書と照合を行った後、適宜廃棄処分したと主張している。

イ しかし、自動車の借上先から、請求書及び内訳明細書と共に実施機関に送付される使用済みの乗車券は、いつ、誰が、どの区間について自動車の借上げを行い、料金はいくらであったかを証明する唯一の文書である。実施機関は、このような文書を保存するに当たって、少なくとも市民等がその内容を検証することができる期間は設けるべきであったと考えられ、前記アの取り扱いには疑問がある。

なお、実施機関においては、平成15年4月1日以降、横浜市行政文書管理規則第10条第4項の規定に基づき総務局長が定めた平成15年度行政文書分類表（局区共通）で、新たに民間自動車借上関係書類という項目を追加し、乗車券を保存期間1年と規定していることが認められる。

ウ しかしながら、実施機関が、本件申立文書は既に廃棄済みであり、存在しないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして、条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月11日 (第9回第二部会)	・審議
平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・審議
平成15年5月9日 (第11回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年5月23日 (第12回第二部会)	・審議